

平成 27 年 11 月 6 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社インフォメーションクリエーティブ
代表取締役社長 山 田 亨
(J A S D A Q ・ コード : 4 7 6 9)
問合せ先
常務取締役管理本部長 小沢 庸司
TEL 03-5753-1211

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 38 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を一層強化することにより、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 27 年 12 月 18 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。
- ②取締役者に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定及び責任限定契約を締結できる旨の規定を新設いたします。
- ③機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できる旨の規定を新設いたします。
- ④上記規定の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 12 月 18 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 18 日 (金)

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削除>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第6条 <条文省略>	第5条～第6条 <現行どおり>
<u>(自己の株式の取得)</u>	<削除>
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第17条 <条文省略>	第7条～第16条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会 <u>並びに監査等委員会</u>
(員 数)	(員 数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。	第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u> は、10名以内とする。
<新設>	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. <条文省略>	2. <現行どおり>
3. <条文省略>	3. <現行どおり>
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで</u>	第19条 <u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</u>

<p>とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役会</u>であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を<u>開催</u>し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>る定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を<u>招集</u>し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開</u></p>
---	--

<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第24条～第25条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>催することができる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第26条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第27条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日</p>	<p>締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>
---	--

<p>の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第32条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人)</u> 第34条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u> 第35条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u> 第36条 <u>当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <条文省略></p> <p>第7章 計算</p> <p>第37条 <記載省略></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第5章 会計監査人</p> <p><削除></p> <p><u>(選任方法)</u> 第30条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第31条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><現行どおり></p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条 <現行どおり></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第33条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
--	--

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>38</u>条 <記載省略> <新設></p> <p><u>2.</u> <記載省略></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>40</u>条 <条文省略></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>34</u>条 <現行どおり></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>3.</u> <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第<u>35</u>条 <現行どおり></p>
---	--